



熊本県公報

第 1 1 7 8 5 号

平成 21 年 3 月 3 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認（棚底加入区）	（団体支援総室） 1
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定	（道路保全課） 1
○道路の供用開始	（ 〃 ） 2
○指定居宅サービス事業所の指定	（高齢者支援総室） 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	（ 〃 ） 2
○特定計量器定期検査の実施に伴う告示	（産業支援課） 3
○特定計量器定期検査の実施に伴う告示	（ 〃 ） 3
○経過的軽費老人ホームの指定	（高齢者支援総室） 4
○軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程	（ 〃 ） 4
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	（社会福祉課） 23
○生活保護法の規定による指定介護機関の変更	（ 〃 ） 25
○生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	（ 〃 ） 29
○生活保護法の規定による指定介護機関の休止	（ 〃 ） 30
公 告	
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了公告	（建築課） 30
○電子計算機用税務データ入力業務委託に係る一般競争入札	（税務課） 31
○電子計算機用データ入力業務委託（給与部門）に係る一般競争入札	（情報企画課） 33
○電子計算機用データ入力業務委託（総務部門）に係る一般競争入札	（ 〃 ） 35
○電子計算機用データ入力業務委託（衛生・その他部門）に係る一般競争入札	（ 〃 ） 37
○土地改良事業の工事完了	（農村計画・技術管理課） 39
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	（建築課） 39
登 載 依 頼	
○平成20年度第3回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会の開催	（企画課） 40
○阿蘇地域保健医療推進協議会の開催	（医療政策総室） 40
○八代地域保健医療推進協議会の開催	（ 〃 ） 41
○熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	（ 〃 ） 41
正 誤	
○平成19年3月16日熊本県条例第8号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中	（財政課） 42

告 示

熊本県告示第160号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成17年3月4日熊本県告示第234号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年3月3日限りで消滅するので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成21年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

棚底加入区

熊本県告示第161号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により通行する車

両の高さの最高限度が 4. 1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第 10 条第 1 項の規定により当該道路を通行する高さが 3. 8メートルを超え 4. 1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	4 4 3 号	上益城郡益城町大字寺迫字今吉 1 1 2 番 1 地先から 同郡御船町大字辺田見字馬場 3 7 2 番 1 地先まで
一般国道	4 4 3 号	上益城郡御船町大字滝川字極田 1 3 2 番 4 地先から 同町大字辺田見字馬場 3 7 2 番 1 地先まで
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字小坂字東八竜 9 3 2 番地先から 同町大字滝川字極田 1 3 2 番 4 地先まで

2 指定する期日 平成 2 1 年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3. 8メートルを超え 4. 1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0. 2 3メートル以上、縦寸法 0. 1 2メートル以上（又は横寸法 0. 1 2メートル以上、縦寸法 0. 2 3メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第 1 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字境目 3 2 1 0 番 1 地先から 同所 3 2 2 3 番 1 地先まで	42. 0	緊道整 B 防災

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県告示第 1 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション なごみ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	株式会社グッドライフ	平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県告示第 1 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション なごみ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	株式会社グッドライフ	平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県告示第 1 6 5 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検 査 区 域	対象となる特定計量器	検 査 期 間
山鹿市、鹿本郡、天草市、上天草市、天草郡、荒尾市、玉名市、玉名郡、阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、合志市及び菊池郡	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 1 6 6 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、山鹿市及び鹿本郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
植木町	平成 2 1 年 4 月 1 4 日	午前 1 0 時から 正午まで	J A かもと 旧 田底支所	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
植木町	平成 2 1 年 4 月 1 4 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	J A かもと 植 木支所南取次店	
植木町	平成 2 1 年 4 月 1 5 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	植木町役場	
山鹿市	平成 2 1 年 4 月 1 6 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	山鹿市 鹿北総 合支所	
山鹿市	平成 2 1 年 4 月 1 7 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	山鹿市 菊鹿総 合支所	
山鹿市	平成 2 1 年 4 月 2 0 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	山鹿市 鹿本総 合支所	
山鹿市	平成 2 1 年 4 月 2 1 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	山鹿市 鹿央総 合支所	
山鹿市	平成 2 1 年 4 月 2 2 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	山鹿市役所	

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 2 1 年 4 月 1 3 日 から平成 2 1 年 4 月 2 6 日 まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにおいて、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第 1 6 7 号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号）附則第 2 条の規定により、同条各号に定める経過的軽費老人ホームを次のとおり指定した。
平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	施設の名称及び所在地	指定適用年月日
軽費老人ホーム A 型	小岱荘 熊本県荒尾市増永 2452 番地 2	平成 2 0 年 6 月 1 日
	愛隣荘 熊本県山鹿市津留 2006 番地	
	すずらん苑 熊本県八代市本野町 2076 番地	
軽費老人ホーム B 型	芝光苑 熊本県宇土市南段原町 161 番地の 1	

熊本県告示第 1 6 8 号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号。以下「省令」という。）第 1 6 条、附則第 7 条及び附則第 1 5 条の規定に基づき、軽費老人ホーム等（省令に定める軽費老人ホーム及び経過的軽費老人ホーム（軽費老人ホーム A 型及び軽費老人ホーム B 型）をいう。以下同じ。）が入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限の額を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 この規程の対象となる施設は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条の規定により設置された県の区域（熊本市の区域を除く。）内の軽費老人ホーム等とする。

(軽費老人ホームのサービス提供基本額)

第 3 条 軽費老人ホームの入所者 1 人 1 ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用のうちサービスの提供に要する基本額は、次のとおりとする。

(1) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合

ア 単独設置の場合

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
20	128,900	81-90	46,700
21-30	86,400	91-100	42,100
31-40	75,600	101-110	40,500
41-50	67,300	111-120	37,300
51-60	56,900	121-130	37,800
61-70	53,800	131-140	35,200
71-80	47,200	141以上	33,900

イ 単独設置で介護職員を 1 人配置しない場合

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
20	107,900	81-90	42,100
21-30	72,400	91-100	38,100
31-40	65,100	101-110	36,800
41-50	58,900	111-120	33,800
51-60	49,900	121-130	34,600
61-70	47,800	131-140	32,200
71-80	42,000	141以上	31,100

ウ 併設置の場合

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
10-14	133,300	71-80	29,100

15-19	89,300	81-90	30,700
20-29	84,500	91-100	27,700
30	61,400	101-110	26,800
31-40	56,800	111-120	24,600
41-50	45,700	121-130	26,200
51-60	38,300	131-140	24,500
61-70	33,000	141以上	23,800

エ 併設設置で介護職員を1人配置しない場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10-14	91,300	71-80	23,800
15-19	61,300	81-90	25,900
20-29	63,700	91-100	23,500
30	47,300	101-110	23,000
31-40	46,400	111-120	21,200
41-50	37,300	121-130	23,000
51-60	31,300	131-140	21,500
61-70	27,000	141以上	21,000

(2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合

ア 単独設置の場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	97,200	81-90	30,300
21-30	65,200	1-100	27,400
31-40	49,300	01-110	27,100
41-50	46,100	11-120	24,900
51-60	39,300	21-130	26,500
61-70	38,700	31-140	24,700
71-80	34,100	141以上	24,000

イ 併設設置の場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10-14	69,800	71-80	15,900
15-19	46,900	81-90	14,200
20-29	52,700	91-100	12,900
30	40,200	101-110	13,400
31-40	30,400	111-120	12,400
41-50	24,600	121-130	14,900
51-60	20,800	131-140	13,900
61-70	18,000	141以上	14,000

ウ 単独設置・併設設置共通(一般入所者に対する介護職員分)

一般入所者(人)	月額(円)	一般入所者(人)	月額(円)
20以下	32,300	81-90	16,300
21-30	21,100	91-100	14,700
31-40	26,300	101-110	13,300
41-50	21,000	111-120	12,200
51-60	17,500	121-130	11,300
61-70	15,000	131-140	10,500
71-80	13,100	141以上	9,800

エ 単独設置で生活相談員を1人配置しない場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	75,100	81-90	25,400
21-30	50,500	91-100	23,000

31-40	38,200	101-110	23,100
41-50	37,300	111-120	21,300
51-60	32,000	121-130	23,100
61-70	32,400	131-140	21,600
71-80	28,500	141以上	21,100

オ 併設設置で生活相談員を 1 人配置しない場合（共通職員分）

定員（人）	月額（円）	定員（人）	月額（円）
10-14	25,700	71-80	10,400
15-19	17,600	81-90	9,400
20-29	30,700	91-100	8,500
30	25,500	101-110	13,400
31-40	19,400	111-120	12,400
41-50	15,800	121-130	11,500
51-60	13,300	131-140	10,800
61-70	11,600	141以上	11,000

カ 単独設置・併設設置共通（一般入所者に対する介護職員を 1 人配置しない場合）

一般入所者（人）	月額（円）	一般入所者（人）	月額（円）
20以下	11,600	81-90	11,700
21-30	7,200	91-100	10,500
31-40	15,800	101-110	9,500
41-50	12,600	111-120	8,700
51-60	10,500	121-130	8,000
61-70	9,000	131-140	7,500
71-80	7,900	141以上	6,900

（注 1）

「併設設置」とは、同一建物内又は同一敷地内に特別養護老人ホームを併設する場合をいう。単独設置とは、併設設置以外の場合をいう（以下同じ。）。

（注 2）

「介護職員を 1 人配置しない場合」とは、省令第 1 1 条第 8 項に基づき介護職員のうち 1 人を置かない場合をいう。

（注 3）

「共通職員」とは、施設職員の中で直接処遇職員（介護職員等）以外の職員をいう（以下同じ。）。

（注 4）

「一般入所者」とは、省令第 1 1 条第 1 項第 3 号に規定する一般入所者をいう（以下同じ。）。

（注 5）

「生活相談員を 1 人配置しない場合」とは、省令第 1 1 条第 6 項に基づき生活相談員のうち 1 人を置かない場合をいう。

（注 6）

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）は、次のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	第 2 号ア、イ、エ又はオのいずれかに掲げる額。	第 2 号エに掲げる額にカに掲げる額を加えた額、第 2 号オに掲げる額にカに掲げる額を加えた額の組み合わせについては、一般入所者が 30 人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に第 2 号ウ又はカのいずれかに掲げる額を加えた額。	

（軽費老人ホームの生活費）

第 4 条 軽費老人ホームの入所者 1 人 1 ヶ月あたりの生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）の上限の額は、次のとおりとする。

（単位：円）

地域	基本額	冬期加算額 (11月から3月まで)
甲地	44,810	2,070
乙地	42,490	1,880

(注 1)

地域の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年 4 月 1 日厚生省第 158 号)」により「1 級地 - 1 及び 1 級地 - 2」又は「2 級地 - 1 及び 2 級地 - 2」に指定された市町村を、乙地とは「3 級地 - 1 及び 3 級地 - 2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注 2)

冬期加算額は、暖房費相当である。

(軽費老人ホーム A 型のサービス提供基本額)

第 5 条 軽費老人ホーム A 型の入所者 1 人 1 ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用のうちサービスの提供に要する基本額は、次のとおりとする。

(1) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合

ア 単独設置の場合

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
50	108,900	131-140	55,600
51-60	91,800	141-150	57,000
61-70	78,900	151-160	53,900
71-80	69,200	161-170	53,400
81-90	66,500	171-180	52,900
91-100	60,000	181-190	52,500
101-110	59,000	191-200	50,000
111-120	57,600	201以上	50,300
121-130	56,600		

イ 併設設置の場合

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
50	78,300	81-90	52,800
51-60	66,000	91-100	47,600
61-70	56,700	101-110	47,800
71-80	49,900	111以上	46,600

(2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

ア 共通職員分

定員 (人)	月額 (円)	定員 (人)	月額 (円)
50	49,600	131-140	21,800
51-60	42,100	141-150	22,600
61-70	36,400	151-160	21,600
71-80	31,900	161-170	20,400
81-90	28,400	171-180	19,300
91-100	25,800	181-190	18,400
101-110	23,900	191-200	17,500
111-120	25,400	201以上	17,400
121-130	23,500		

イ 単独設置・併設設置共通 (一般入所者に対する介護職員等分)

一般入所者 (人)	月額 (円)	一般入所者 (人)	月額 (円)
20以下	39,400	111-120	24,900
21-30	40,900	121-130	26,300
31-40	41,600	131-140	27,500
41-50	42,200	141-150	28,600
51-60	35,100	151-160	26,800
61-70	30,100	161-170	27,800
71-80	26,400	171-180	28,700
81-90	28,300	181-190	29,500

91-100	25,400	191-200	28,000
101-110	27,200	201以上	30,100

(注)

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)は、次のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額(月額)
特定施設入居者生活介護の利用者	第2号アに掲げる額。
上記以外の一般入所者	上記に第2号イに掲げる額を加えた額。

(軽費老人ホームA型の生活費)

第6条 軽費老人ホームA型の入所者1人1ヶ月あたりの生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)の上限は、次のとおりとする。

(単位:円)

地域	基本額	冬期加算額(11月から3月まで)
甲地	52,780	2,070
乙地	50,210	1,880

(注1)

地域の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省第158号)」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)

冬期加算額は、暖房費相当である。

(軽費老人ホームB型のサービス提供費用)

第7条 軽費老人ホームB型の入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用(月額)は、27,100円を上限とする。

(加算)

第8条 軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型は、次の各号に掲げる経費を入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用として加算することができる。

(1) 入所者処遇特別加算費(高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって「別記1入所者処遇特別加算費」に基づき入所者処遇特別加算を必要とするものと知事が認定する場合に、988,000円の範囲内の額を当該施設の定員に12を乗じた数で除して得た額を加算するものをいう。)

(2) 施設機能強化推進費(施設機能の充実強化を推進している施設であって「別記2施設機能強化推進費」に基づき施設機能強化推進費加算を必要とするものと知事が認定する場合に、270,000円の範囲内の額を当該施設の定員に12を乗じた数で除して得た額を加算するものをいう。)

(3) 民間施設給与等改善費(地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「別記3民間施設給与等改善費」に基づき民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと知事が認定する場合に、サービスの提供に要する基本額(月額)、入所者処遇特別加算費(月額)及び施設機能強化推進費(月額)の合算額に「別記3民間施設給与等改善費」に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切り捨て。)を加算するものをいう。)

ただし、加算率及び加算率の算定基準となる職員勤続年数の算定については、全部又は一部を減ずることができる。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

(4) 降灰除去費(気象庁が発表する火山情報において火山活動レベル4を超える噴火が発生した場合に、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について、139,970円を当該施設の定員に12を乗じた数で除して得た額を加算するものをいう。)

上記により算定した降灰除去費は、噴火が発生した翌月から1年間加算するものとする。

なお、加算対象となる噴火が複数回発生した場合は、最後に発生した噴火の翌月から1年間とする。

附 則

1 この規程は、平成21年3月3日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

2 この規程の施行前に熊本県軽費老人ホーム設置運営要綱(平成17年3月23日施行)に基づき行われた加算の申請のうち、平成20年6月1日以降に係る部分については、この規程に基づき申請があったものとみなす。

別記1 入所者処遇特別加算費

1 目的

高齢社会の到来等に対応して、社会福祉施設においても高齢者等ができるだけ働き

やすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所者サービスの向上を図るため、軽費老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務についで高齢者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所者処遇の一層の向上を図るものとする。

2 「高齢者等」の範囲

「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該年度の 4 月 1 日現在またはその年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において原則として満 60 歳以上 65 歳未満の者
- (2) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- (3) 知的障害者（知的障害者更正相談所、児童相談所等において知的障害者と判断された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- (4) 母子家庭の母及び寡婦（母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子家庭の母及び寡婦）

3 「高齢者等」が行う業務の内容

高齢者等の身体的、精神的な状況等に適した業務であって、入所者処遇上効果的な業務内容とする。

4 加算対象職員の要件

加算の対象となる職員は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累積年間総雇用時間が 400 時間以上見込まれること。
なお、非常勤職員であってもその勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員は対象とならないこと。
また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象とならないこと。
- (2) 職員配置数については、省令に定める職員配置を充足していること。
- (3) 職員配置基準上、一部常勤となっている調理員等の非常勤職員は、今回の加算対象とならないこと。
- (4) 雇用形態は、通年が望ましいが、短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所者処遇の向上が期待される場合には、この加算対象としても差し支えないこと。

5 加算の認定等

(1) 加算の認定

加算の認定を受けようとする施設は、別記第 1 号様式を毎年 11 月 30 日までに知事に提出すること。

当該施設の申請内容について次の事項に留意して審査を行い、必要と認めた場合は別記第 2 号様式を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算するものとする。

ア 算定は、毎年度 4 月から 10 月までの雇用実績、11 月から 3 月までの雇用計画を基に行う。

イ 母子家庭の母及び寡婦の確認は、福祉事務所等において行うものとする。

ウ 「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は次の（2）の表の年間総雇用時間数に参入しないものとする。

(2) 認定額及び加算額

認定額は下表のとおりとする。また入所者 1 人 1 ヶ月あたりの加算額は、次により算出する（10 円未満四捨五入）。

$$\text{加算額} = \text{認定額} \div (\text{その施設の定員} \times 12)$$

年間総雇用時間数	1施設あたり認定額（年額）
400時間以上	423,000 円
800時間以上	706,000 円
1,200時間以上	988,000 円

6 報告等

(1) 本加算を行った施設は、翌年 4 月 30 日までに別記第 3 号様式を知事に提出すること。なお、次年度以降の加算の認定にあたっては、その実績報告書を参考に決定するものとする。

(2) 知事は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うものとする。

別記 2 施設機能強化推進費

1 目的

軽費老人ホームが持つ専門的な知識や技術等を活かし、総合的な防災対策や地域等との交流を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進するものである。

2 事業の種類及び内容

(1) 対象事業

- ア 総合防災対策強化事業
- イ 地域交流事業

(2) 内容

- ア 総合防災対策強化事業
施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。
(ア) 地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
(イ) 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難器具の整備を促進する。
- イ 地域交流事業
施設の談話室・娯楽室又は集会室等を利用して、座談会やレクリエーション等を通して利用者と地域の高齢者、住民が交流する機会を設けることにより、利用者及び地域の高齢者の孤独感の解消、生きがい高揚及び認知症の進行防止等を図る。

3 加算の認定等

下記事業を実施しようとする施設は、別記第 4 号様式を毎年 1 1 月 3 0 日までに知事に提出すること。
当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は別記第 5 号様式を当該施設に速やかに通知する。
なお、加算の認定にあたっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、防災対策、施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とする。

(1) 総合防災対策強化事業

- ア 1 施設あたりの加算総額は、年額 1 5 万円以内とする。
ただし、実所要額が 3 0 万円を下回る場合は実所要額の 1 / 2 額とし、1 施設あたりの加算総額が 1 万円未満の場合補助の対象としない。
- イ 支出対象経費
 - ・ 需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費 (茶菓)、光熱水費、医療材料費)
 - ・ 役務費 (通信運搬費、広報費、手数料、損害保険料)
 - ・ 旅費
 - ・ 原材料費
 - ・ 謝金
 - ・ 備品購入費
 - ・ 使用料及び賃借料

(2) 地域交流事業

利用者と地域の高齢者、住民が交流する機会を月 2 回以上設け、利用者以外の参加者が月 2 0 人以上の場合、当該月において 1 万円を加算するものとする。

(3) 認定額及び加算額

上記 (1) 及び (2) における合算額を認定額とする。また入所者 1 人 1 ヶ月あたりの加算額は、次により算出する (1 0 円未満四捨五入) 。
加算額 = 認定額 ÷ (その施設の定員 × 1 2)

4 報告等

- (1) 本事業の経理は、「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」 (昭和 5 1 年 1 月 3 1 日社施第 2 5 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知) により行う (ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。) ものであるが、本事業の収支について、補助簿を設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- (2) 事業を実施した施設は、毎年 4 月 3 0 日までに別記第 6 号様式を知事に提出すること。なお、次年度以降の加算の認定にあたっては、その実績報告書を参考に決定するものとする。
- (3) 知事は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うものとする。

別記 3 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費 (以下「民改費」という。) の加算率は、次の 1 及び 2 により算定するものとする。

1 基本分

施設の区分	職員 1 人あたりの平均勤続年数	民改費加算率 (%)	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A 階級	14 年以上	16	14	2
B 階級	12 年以上 14 年未満	15	13	2
C 階級	10 年以上 12 年未満	13	11	2
D 階級	8 年以上 10 年未満	11	9	2
E 階級	6 年以上 8 年未満	9	7	2
F 階級	4 年以上 6 年未満	7	5	2
G 階級	2 年以上 4 年未満	5	3	2
H 階級	2 年未満	3	1	2

なお、当該施設の「職員 1 人あたりの平均勤続年数」の算定は次により行うものとする。

- (1) 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員 (嘱託医等臨時

- 職員を除く。)とする。
 また、常勤職員以外のものであっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあっては、これを常勤職員と見なし算定するものとする。
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外に施設であつて社会福祉法第2条に定める施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となつて施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。）、支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム。）における勤続年数を合算するものとする。
 ただし、60歳に達した者については、60歳に達した日後の最初の4月1日以降の勤続年数は算定期間に含まない。
 なお、55歳に達した日後の最初の4月1日から60歳に達した日後の最初の3月31日までの勤続年数は実勤続年数の1/2（月数未満切り捨て）とする。
- (3) 1施設あたりの職員平均勤続年数は、前記(1)及び(2)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数で除して得た年数とする。
- (4) 前記(3)の1施設あたりの職員平均勤続年数の算定は、別記第7号様式により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員異動があつた場合にも再計算は行わないものとする。
- (5) 新たに開設される施設における当該職員の職員1人あたりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うものとする。
- 2 管理費特別加算分
- (1) 本加算分は、他の施設に比較して特に評価に値する、優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1パーセントを加算するものとする。
- (2) 加算の対象となる施設は次の事項のいずれかに該当する施設の中から県本庁が指導監査結果やその他の調査結果等も考慮し、総合的に審査のうえ、毎年度当初に加算対象施設を決定するものとする。
 ただし、本加算を適用する施設は県本庁管内の民改費の対象となる施設のうち3分の1以内の施設とする。
 なお、国及び県本庁の監査において指摘された重要事項が改善されない施設については、本加算は適用しないものとする。
- ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設
 イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難なものを多数受け入れている施設
 ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設
 エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設
 オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設であつて、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設
 カ 以上の外、県本庁において特に必要があると認める施設
- (3) 留意事項
 本加算を受けようとする施設は、別記第8号様式に特別加算を受けようとする理由及び具体的内容等を記入したもの及び必要な書類を添付して提出すること。

別記第1号様式

第 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者) 印

年度入所者処遇特別加算の申請について
 標記について、次のとおり申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

施設名（種別）	（ ）	
設置主体		
経営主体		
所在地		
定員及び現員	定 員	現 員
	人	人

職 員 数	配置基準数	実 人 員	常 勤	人
			非 常 勤	人
高 齢 者 多 数 雇 用 奨 励 金 等 他 の 補 助 金 を 受 け る 予 定 の 有 無				

(注 1)

非常勤職員欄の () に入所者処遇特別加算人員を再掲してください。

《注意》民改費の対象となる常勤的非常勤職員 (1日6時間以上、月20日以上勤務する職員) はこの加算の対象となりません。

(注 2)

定員、現員及び職員数欄は申請年度の4月1日 (年度途中の開設施設は開設日) 現在で記入してください。

別記第 1 号様式の付表 その 1

入所者処遇特別加算職員

氏 名	年 齢	雇 用 契 約 期 間	年 間 労 働 時 間 数	業 務 内 容	備 考
		~			
		~			
		~			
計					

(注 1)

高齢者 (生年月日)、身体障害者 (障害の程度)、知的障害者 (障害の程度)、母子家庭の母、寡婦の別を備考欄に記入してください。また、それぞれの内容を証する書類 (免許証・保険証等の写し、身障手帳等の写し、戸籍謄本など) を添付してください。

(注 2)

入所者処遇特別加算職員に係る雇用通知書等とともに、4月~10月までは実際の勤務実績 (通勤日数 (又は勤務日)、勤務時間) が分かる資料 (勤務簿やタイムカード) を添付してください。

(注 3)

業務内容については、詳細に記入してください。

(注 4)

具体的な入所者処遇特別加算の効果、必要性等を別に添付してください。(様式自由)

(注 5)

年齢は申請年度の4月1日現在または、年度途中で雇用の場合は雇用の時点で記入してください。

別記第 1 号様式の付表 その 2

入所者処遇特別加算月別雇用時間内訳表

月 \ 氏名				合計
4月	時間	時間	時間	時間
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
実績時間計				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
雇用計画時間計				
合計				

(注 1)

4月から10月については、各月の実際の雇用時間の累計を記入してください。

(注 2)

11月から3月については、実績等を考慮した雇用予定時間を記入してください。

別記第 2 号様式

第 年 月 日

(申請書)

様

熊本県知事

印

入所者処遇特別加算認定書
 年 月 日 第 号で申請のありました標記加算については、下記
 のとおり認定しましたので通知します。

記

認定額 金 円 (年額)

別記第 3 号様式

第 年 月 号 日

熊本県知事

様

(申請書)

印

年度入所者処遇特別加算の報告について
標記について、次のとおり報告します。

施設名 (種別)	()		
設置主体			
経営主体			
所在地			
定員及び現員	定 員		現 員
	人		人
職 員 数	配置基準数	実 人 員	常 勤
	人		() 人
高齢者多数雇用奨励金等他の補助金 受給の有無			

(注 1)
非常勤職員欄の () に入所者処遇特別加算人員を再掲してください。
《注意》民改費の対象となる常勤的非常勤職員 (1日6時間以上、月20日以上勤務する職員) はこの加算の対象となりません。

(注 2)
定員、現員及び職員数欄は申請年度の 4 月 1 日 (年度途中の開設施設は開設日) 現在で記入してください。

別記第 3 号様式の付表 その 1

入所者処遇特別加算職員

氏 名	年 齢	雇用契約 期 間	年間労働 時間 数	業 務 内 容	備 考
		~			
		~			

		～			
計					

(注 1)
 高齢者（生年月日）、身体障害者（障害の程度）、知的障害者（障害の程度）、母子家庭の母、寡婦の別を備考欄に記入してください。また、それぞれの内容を証する書類（免許証・保険証等の写し、身障手帳等の写し、戸籍謄本など）を添付してください。

(注 2)
 入所者処遇特別加算職員に係る雇用通知書等とともに、4月～3月までの実際の勤務実績（通勤日数(又は勤務日)、勤務時間）が分かる資料（勤務簿やタイムカード）を添付してください。

(注 3)
 業務内容については、詳細に記入してください。

(注 4)
 具体的な入所者処遇特別加算の効果、必要性等を別に添付してください。（様式自由）

(注 5)
 年齢は申請年度の 4 月 1 日現在または、年度途中で雇用の場合は雇用の時点で記入してください。

別記第 3 号様式の付表 その 2

入所者処遇特別加算月別雇用時間内訳表

氏名 月				合計
4月	時間	時間	時間	時間
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				

12月				
1月				
2月				
3月				
雇用実績 時間合計				

(注)
各月の実際の雇用時間の累計を記入してください。

別記第 4 号様式

年度 施設機能強化推進費加算申請書

- 1 施設の名称及び所在地:
- 2 設置主体及び経営主体:
- 3 入所者の定員及び現員: 定員 人 現員 人 (年 月 日現在)
- 4 申請額: 円
- 5 事業内容等:

事業実施実績及び支出予定額 単位:円

事業の種類	事業内容		支出(予定額)(地域交流事業においては加算申請額)			
	実施(予定)時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内容
総合防災対策強化事業	月		円		円	
小計			円		円	
地域交流事業	月		円		円	
小計			円		円	
合計			円		円	

(注)
事業内容及び積算内容については、付表を用いて、できる限り詳細に書いてください。

別記第 4 号様式の付表 その 1

年度 施設機能強化推進費加算申請内訳書

施設名 _____

事業内容	事業の種類	総合防災対策強化事業						
	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日						
	対象者							
	人数	入所者 人		その他の参加者 人				
	内容	※ 事業内容をできるだけ詳しく記入してください。事業実施の際使用した資料、パンフレット等があれば添付してください。						
支出予定額	総事業費 (円)							
	科目	需用費	役員費	謝金	備品購入費	使用料及び賃借料	賃金	
	金額							
	積算内訳							

(注1)

事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。(事業内容の分かる既存資料等(前年度実施のパンフレットなど)があれば添付してください。)

(注2)

事業対象者人数については、概数で結構ですが、施設入所者とその他の参加者を分けて計上してください。

(注3)

支出予定額の科目の欄については、必要に応じて変更してください。

(注4)

積算内訳は、細目を記載してください。

別記第 4 号様式の付表 その 2

年度 施設機能強化推進費加算申請内訳書

施設名 _____

事業内容	事業の種類	地域交流事業						
	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日						
	対象者							
	内容	※ 事業内容をできるだけ詳しく記入してください。事業実施の際使用した資料、パンフレット等があれば添付してください。						
事業実施状況		月	開催回数 (回)	開催日	参加人数 (利用者) (人)	参加人数 (その他の参加者) (人)	合計人数 (人)	備考
		4月						
		5月						
		6月						
		7月						
		8月						
		9月						
		10月						
		実績計						
		11月						
		12月						
		1月						
		2月						
		3月						
		計画計						
	合計							

(注1)
事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。(事業内容の分かる既存資料等(前年度実施のパンフレット、案内パンフレット)があれば添付してください。)

(注2)
4月から10月までは各月の実績を記入してください

(注3)
加算の対象となる各月において参加者の状況がわかる資料(参加者名簿等)を添付してください。

(注4)
11月から3月については、実績等を考慮した計画を記入してください。

別記第 5 号様式

第 年 月 日 号

(申請者) 様

熊本県知事 印

施設機能強化推進費加算認定書
 年 月 日 第 号で申請のありました標記加算については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定額 金 円 (年額)

別記第 6 号様式

年度 施設機能強化推進費加算報告書

- 1 施設の名称及び所在地:
- 2 設置主体及び経営主体:
- 3 入所者の定員及び現員: 定員 人 現員 人 (年 月 日現在)
- 4 実績額: 円
- 5 事業内容等:

事業実施実績

単位:円

事業の種類	事業内容		支出済額(地域交流事業においては加算額)			
	実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内容
総合防災対策強化事業	月		円		円	
小計			円		円	
地域支援事業	月		円		円	
小計			円		円	
合計			円		円	

(注)

事業内容及び積算内容については、付表を用いて、できる限り詳細に書いてください。

別記第 6 号様式の付表 その 1

年度 施設機能強化推進費加算報告書

施設名 _____

事業内容	事業の種類	総合防災対策強化事業						
	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日						
	対象者							
	人数	入所者 人		その他の参加者 人				
	内容	※ 事業内容をできるだけ詳しく記入してください。事業実施の際使用した資料、パンフレット等があれば添付してください。						
支出額	総事業費 (円)							
	科目	需用費	役員費	謝金	備品購入費	使用料及び賃借料	賃金	
	金額							
	積算内訳							

(注1)

事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。(事業内容の分かる既存資料等があれば添付してください。)

(注2)

事業対象者人数については、概数で結構ですが、施設入所者とその他の参加者を分けて計上してください。

(注3)

支出額の科目の欄については、必要に応じて変更してください。

(注4)

積算内訳は、細目を記載してください。既存の明細書等を添付していただいても結構です。

別記第 6 号様式の付表 その 2

年度 施設機能強化推進費加算報告書

施設名 _____

事	事業の種類	地域交流事業						
	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日						
業	対 象 者							
	内 容	※事業内容をできるだけ詳しく記入してください。事業実施の際使用した資料、パンフレット等があれば添付してください。						
事 業 実 施 状 況		月	開催回数 (回)	開催日	参加人数 (利用者) (人)	参加人数 (その他の参加者) (人)	合計人数 (人)	備考
		4月						
		5月						
		6月						
		7月						
		8月						
		9月						
		10月						
		11月						
		12月						
		1月						
		2月						
		3月						
		合計						

(注1)
事業内容については、できるだけ詳しく記載してください。(事業内容の分かる既存資料等(パンフレット等)があれば添付してください。)

(注2)
加算の対象となる各月において参加者の状況がわかる資料を添付してください。

別記第 7 号様式

民間施設給与等改善費基本分算定調書
(1施設あたり職員平均勤続年数算定表)

施設名 _____

施設所在地								備 考	
施設の区分		A B C D E F G H		認定年月日		年 月 日			
年数等 区分	※ デイセンター、在介センター、地域包括支援センター、ヘルパー、老健施設、無認可保育所その他措置費の支弁対象外施設での勤務時間を除く							※他の施設との兼務職員(正職員を含む)及び非常勤で民改費対象の職員は1日の勤務時間、月の出勤日数を記入してください。 ※正職員試用期間の者はその旨記入してください。	
	現に勤続する施設の状況				その他の社会福祉施設における勤続年数 c	1施設あたり職員総勤続年数 b+c=d	1施設あたり職員平均勤続年数 d/a=e		
氏 名	職員数 a	職 種	給与表の等級	勤続年数 b 年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
			-						
計	人								年
算定(d欄の計)		年×12+		月= 月,		月/12/		人=	

(注1) 施設の区分欄は、e 欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印をつけること。

(注2) b 欄、c 欄、d 欄の勤続年数は年月数まで算定することとし、また、e 欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。

(注3) 個々の職員の勤続年数は、当該年度におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度の4月1日現在により算定すること。なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)

(注4) c 欄の算定にあたって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記注3のなお書きにより算定すること。

別記第 8 号様式

年度 民間施設給与等改善費管理費特別加算申請書

施設の種類			
施設の名称			
加算の対象となる事項	ア	イ	ウ エ オ
ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設	内容		
イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設	内容		
ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設	目的	内容	
エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設	目的	内容	
オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設	区 分	前年度	本年度
	職員 1 人 あたり 平均 勤 続 年 数		
	民改費（基本分）の区分	%	%
	理由		

(注 1)

管理費特別加算の対象と思われる目的内容事項について、ア～オのなかで該当する事項を○で囲み、その事項について記入してください。（内容については、別紙でもよいので、できる限り詳細に記載してください。）

(注 2)

オについては、収支計算書・貸借対照表（施設会計）を添付してください。

(注 3)

ア、イ、ウ、エについては、客観的に判断できるように具体的数値等をあげて記入してください。

熊本県告示第 1 6 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
御船清流園ヘルパーステーション 上益城郡御船町辺田見 1 8 1 番地 1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町御船 1 0 6 1 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
シラサギホームヘルパーステーション 八代市北の丸町 3 番地 5 0	株式会社シラサギ 八代市北の丸町 3 番地 5 0	平成 1 8 年 4 月 1 日

ホームヘルパーステーション十六 宇城市松橋町西下郷544番地	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成18年6月1日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションシラサギ 八代市北の丸町3番地50	株式会社シラサギ 八代市北の丸町3番地50	平成18年4月1日
訪問看護ステーション十六 宇城市松橋町西下郷544番地	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成18年6月1日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ライフケア 玉名市滑石2307番地1	特定非営利活動法人ライフケア 玉名市滑石2307番地1	平成18年4月1日
シラサギデイサービスセンター 八代市北の丸町3番地50	株式会社シラサギ 八代市北の丸町3番地50	平成18年4月1日
指定通所介護事業所老人デイサービスセンター陽向 八代市古城町2914番地1	アニス株式会社 八代市古城町2914番地1	平成18年4月1日
デイサービス陽向日奈久営業所 八代市日奈久大坪町3655番地	アニス株式会社 八代市古城町2914番地1	平成18年4月1日
(介護予防通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設御船清流園 上益城郡御船町御船1062番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町御船1061番地	平成18年4月1日
老人保健施設慈眼苑 荒尾市増永708番地2	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町3番地10	平成18年4月1日
老人保健施設ヘルシープラザ十六 宇城市松橋町西下郷544番地	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成18年6月1日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設慈眼苑 荒尾市増永708番地2	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町3番地10	平成18年4月1日
老人保健施設ヘルシープラザ十六 宇城市松橋町西下郷544番地	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成18年6月1日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味973番地1	株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味973番地1	平成19年3月12日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日

株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味 9 7 3 番地 1	株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味 9 7 3 番地 1	平成 1 9 年 7 月 1 日
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味 9 7 3 番地 1	株式会社アクト・トゥーワン 菊池市重味 9 7 3 番地 1	平成 1 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 1 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
指定訪問介護 事業所「パートナー」	有限会社神園交通サポートサービス	八代市松江本町 2 番 5 0	事業所の所在地		平成 1 8 年 3 月 1 日
			八代市通町 1 0 番 5 7	八代市松江 本町 2 番 5 0	
小国町社協訪問 介護事業所	社会福祉法人小国町社会福祉協議会	阿蘇郡小国町宮 原 1 5 3 0 番地 2	事業所の所在地		平成 1 8 年 1 1 月 1 日
			阿蘇郡小国 町宮原 1 5 6 7 番地 1	阿蘇郡小国 町宮原 1 5 3 0 番地 2	
ヘルパーステー ションせせらぎ	有限会社せせらぎ	上益城郡甲佐町 白旗 9 8 6 番地	事業所の所在地		平成 1 2 年 1 2 月 1 日
			上益城郡御 船町滝川 1 4 2 7 番地 4	上益城郡甲 佐町白旗 9 8 6 番地	
ラポール新世 園	有限会社ラポール新世園	八代市古閑下町 2 2 2 4 番地	事業所の所在地		平成 1 7 年 7 月 1 日
			八代市古閑 下町 2 2 5 8 番地 6	八代市古閑 下町 2 2 2 4 番地	
キッポーヘル パーステーシ ョン	有限会社キッポー	八代市千丁町新 牟田 2 5 2 0 番 地 2	事業所の所在地		平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日
			八代市海士 江町 3 4 8 6 番地	八代市千丁 町新牟田 2 5 2 0 番地 2	
キラリ	有限会社エンゼル	菊池郡菊陽町津 久礼 3 4 3 9 番 地 5	事業所の名称		平成 1 7 年 1 0 月 1 日
			熊本ふくし 支援協会	キラリ	
			事業所の所在地		
			菊池郡菊陽 町津久礼 2 2 2 7 番地	菊池郡菊陽 町津久礼 3 4 3 9 番地 5	
ホームヘルプ センターグリー ンヒルみふね	社会福祉法人恵寿会	上益城郡御船町 辺田見 8 4 0 番 地 9	事業所の名称		平成 1 2 年 8 月 1 日
			ホームヘル プサービス センターグ リーンヒル みふね	ホームヘル プセンター グリーンヒ ルみふね	

菜の花ヘルパー ステーション	有限会社マ ザー	八代市末広町3 番地3 シティ マンション60 2号	事業所の所在地		平成19年 4月1日
			八代市麦島 西町12番 地5 パナ ハイツ清水 103号	八代市末広 町3番地3 シティマン ション60 2号	
(訪問看護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
老人訪問看護 ステーション おおづ	医療法人社 団恵生会	菊池郡大津町室 261番地16	事業所の所在地		平成18年 11月11 日
			菊池郡大津 町室270 番地1	菊池郡大津 町室261 番地16	
(通所介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
すまいるデイ サービス	有限会社す まいる	合志市野々島2 450番地2	事業所の所在地		平成20年 3月1日
			合志市須屋 760番地 1	合志市野々 島2450 番地2	
(通所リハビリテーション)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
老人保健施設 慈眼苑	医療法人洗 心会	荒尾市増永70 8番地2	事業所の所在地		平成13年 6月1日
			荒尾市増永 709番地 1	荒尾市増永 708番地 2	
(短期入所療養介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
老人保健施設 慈眼苑	医療法人洗 心会	荒尾市増永70 8番地2	事業所の所在地		平成13年 6月1日
			荒尾市増永 709番地 1	荒尾市増永 708番地 2	
勝久病院短期 入所療養介護 施設	医療法人社 団恵生会	菊池郡大津町室 261番地9	事業所の所在地		平成18年 11月11 日
			菊池郡大津 町室270 番地1	菊池郡大津 町室261 番地9	
(福祉用具貸与)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセ ンター八代一 番	株式会社ニ チイ学館	八代市大手町二 丁目7番20号 大手町太陽ビル 1階	事業所の所在地		平成19年 7月1日
			八代市大手 町二丁目7 番25号 大手町太陽 ビル1階	八代市大手 町二丁目7 番20号 大手町太陽 ビル1階	

株式会社チハラ福祉事業部	株式会社チハラ	宇城市三角町三角浦 1 1 5 9 番地 2 1	事業所の所在地		平成 1 7 年 3 月 1 日
			宇城市三角町三角浦 1 1 6 0 番地 6 9	宇城市三角町三角浦 1 1 5 9 番地 2 1	
(認知症対応型共同生活介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
グループホームふれあいの家	特定非営利活動法人 N P O みなまた	水俣市月浦 2 1 3 番地 1	事業所の所在地		平成 1 9 年 4 月 1 日
			水俣市牧ノ内 1 3 番地 2 8	水俣市月浦 2 1 3 番地 1	
(介護予防通所介護)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
すまいるデイサービス	有限会社すまいる	合志市野々島 2 4 5 0 番地 2	事業所の所在地		平成 2 0 年 3 月 1 日
			合志市須屋 7 6 0 番地 1	合志市野々島 2 4 5 0 番地 2	
(介護予防福祉用具貸与)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代一番	株式会社ニチイ学館	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	事業所の所在地		平成 1 9 年 7 月 1 日
			八代市大手町二丁目 7 番 2 5 号 大手町太陽ビル 1 階	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	
(特定福祉用具販売)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代一番	株式会社ニチイ学館	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	事業所の所在地		平成 1 9 年 7 月 1 日
			八代市大手町二丁目 7 番 2 5 号 大手町太陽ビル 1 階	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	
(特定介護予防福祉用具販売)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター八代一番	株式会社ニチイ学館	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	事業所の所在地		平成 1 9 年 7 月 1 日
			八代市大手町二丁目 7 番 2 5 号 大手町太陽ビル 1 階	八代市大手町二丁目 7 番 2 0 号 大手町太陽ビル 1 階	

(居宅介護支援)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
ニチイケアセンター本渡	株式会社ニチイ学館	天草市小松原町 12番地10	事業所の名称		平成19年 4月1日
			アイリスケアセンター本渡	ニチイケアセンター本渡	
ニチイケアセンターにしき	株式会社ニチイ学館	球磨郡錦町一武 1641番地	事業所の名称		平成19年 4月1日
			アイリスケアセンターにしき	ニチイケアセンターにしき	
ニチイケアセンター水俣	株式会社ニチイ学館	水俣市栄町一丁目 6番11号 丸大ビル1階	事業所の名称		平成19年 4月1日
			アイリスケアセンター水俣	ニチイケアセンター水俣	
ニチイケアセンター山鹿	株式会社ニチイ学館	山鹿市鹿校通二丁目 2番43号 ランバービル3F	事業所の名称		平成19年 4月1日
			アイリスケアセンター山鹿	ニチイケアセンター山鹿	
ニチイケアセンター八代	株式会社ニチイ学館	八代市松江町5 61番地1	事業所の名称		平成19年 4月1日
			アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	
居宅介護支援事業所「たての」	医療法人社団順幸会	阿蘇郡南阿蘇村 立野185番地1	事業所の名称		平成14年 9月10日
			阿蘇立野病院居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所「たての」	
龍生園	社会福祉法人天雲会	人吉市下原田町 1057番地9	事業所の名称		平成18年 4月1日
			在宅介護支援センター龍生園	龍生園	
わかくさ薬局	有限会社わかくさ薬局	八代市袋町1番 30	事業所の所在地		平成19年 7月1日
			八代市袋町1番25	八代市袋町1番30	
草佳苑	医療法人社団牧念人会	菊池市亘264 番地16	事業所の所在地		平成17年 8月5日
			菊池市深川400番地	菊池市亘264番地16	
居宅介護支援事業所せせらぎ	有限会社せせらぎ	上益城郡甲佐町 白旗986番地	事業所の所在地		平成12年 12月1日
			上益城郡御船町滝川1427番地4	上益城郡甲佐町白旗986番地	
居宅介護支援事業所キッポー	有限会社キッポー	八代市千丁町新 牟田2520番地2	事業所の名称		平成18年 10月10日
			有限会社キッポー	居宅介護支援事業所キッポー	
			事業所の所在地		
			八代市海士	八代市千丁	

			江町 3 4 8 6 番地	町新牟田 2 5 2 0 番地 2	
くま川	有限会社く ま川	八代市麦島西町 1 2 番地 5 パ ナハイツ清水 1 0 3 号	事業所の所在地		平成 1 9 年 4 月 1 7 日
			八代市本町 一丁目 1 0 番 3 5 号	八代市麦島 西町 1 2 番 地 5 パナ ハイツ清水 1 0 3 号	
居宅介護支援 事業所ケアス テーションお おづ	医療法人社 団恵生会	菊池郡大津町室 2 6 1 番地 9	事業所の所在地		平成 1 8 年 1 1 月 1 日
			菊池郡大津 町室 2 7 0 番地 1	菊池郡大津 町室 2 6 9 番地 9	

(介護予防支援)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
益城町地域包 括支援センタ ー	社会福祉法 人益城町社 会福祉協議 会	上益城郡益城町 宮園 7 0 9 番地	事業所の所在地		平成 1 9 年 8 月 8 日
			上益城郡益 城町宮園 7 0 8 番地 1	上益城郡益 城町宮園 7 0 9 番地	

(介護老人保健施設)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
老人保健施設 慈眼苑	医療法人洗 心会	荒尾市増永 7 0 8 番地 2	事業所の所在地		平成 1 3 年 6 月 1 日
			荒尾市増永 7 0 9 番地 1	荒尾市増永 7 0 8 番地 2	

熊本県告示第 1 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
清風苑ヘルパーステーション 玉名郡和水町上板楠 1 6 9 7 番 地 1	医療法人社団清風会 山鹿市山鹿 1 3 2 6 番地 1	平成 1 9 年 3 月 3 1 日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
三菱電機ライフサービス株式会 社熊本支店 合志市御代志 9 9 7 番地	三菱電機ライフサービス株式会 社 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号	平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日
株式会社パナランド八代 八代市本町四丁目 4 番 4 号	株式会社パナランド八代 八代市本町四丁目 4 番 4 号	平成 1 9 年 5 月 3 1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
清風苑ヘルパーステーション 玉名郡和水町上板楠 1 6 9 7 番地 1	医療法人社団清風会 山鹿市山鹿 1 3 2 6 番地 1	平成 1 9 年 3 月 3 日

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
楽しい家千町 下益城郡城南町千町 2 5 2 8 番地	社会福祉法人上ノ郷福祉会 熊本市上ノ郷一丁目 1 0 番 5 号	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日
八代市社協さわやか千丁 八代市千丁町新牟田 1 4 3 3 番地	社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市千丁町新牟田 1 5 0 2 番地 1	平成 1 9 年 3 月 3 1 日
八代のぞみ 八代市松江町 5 2 7 番地 2 サンリッチビル 2 階	有限会社のぞみ 八代市千丁町古閑出 4 2 1 番地 1 6	平成 1 9 年 7 月 1 日

(介護予防支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
八代市地域包括支援センター 八代市松江城町 1 番地 2 5	八代市 八代市松江城町 1 番地 2 5	平成 1 9 年 3 月 3 1 日

(介護療養型医療施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
松本医院 天草市河浦町河浦 3 1 1 0 番地 1 2	医療法人松本会 天草市河浦町河浦 3 1 1 0 番地 1 2	平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日

熊本県告示第 1 7 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ハピネス・ケア・サービス 水俣市牧ノ内 4 番地 8	有限会社サンライフ 水俣市牧ノ内 4 番地 8	平成 1 8 年 6 月 1 0 日
くま川ヘルパーステーション 八代市本町一丁目 1 0 番 3 5 号	有限会社くま川 八代市若草町 1 番地 1 6	平成 1 9 年 5 月 1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
くま川ヘルパーステーション 八代市本町一丁目 1 0 番 3 5 号	有限会社くま川 八代市若草町 1 番地 1 6	平成 1 9 年 5 月 1 日

公 告

熊本県公告第 9 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水柿鶴2792番4
499.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市武蔵ヶ丘七丁目1番16号
堀田 和浩
堀田 裕子

熊本県公告第98号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成21年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成21年度電子計算機用税務データ入力業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成21年2月28日現在において、同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日（本県、1日2回（午前11時、午後4時）、5に記載の場所において、受注又は納品をすることができるとのこと。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注又は納品をすることができるとのこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成21年3月3日（火）から平成21年3月9日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成21年3月3日(火)から平成21年3月12日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成21年3月3日(火)から平成21年3月17日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時
平成21年3月18日(水) 午後1時30分から
- (4) 入札及び開札の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
- (5) 入札書の提出方法
(4)に記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成21年3月17日(火)午後5時30分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもつ

- て申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすき履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 99 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 21 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
電子計算機用データ入力業務（給与部門） 一式
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 21 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日と定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日を、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法

- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、 (2) に記載の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 6 3 5 0 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 2 1 年 3 月 3 日 (火) から平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成 2 1 年 3 月 3 日 (火) から平成 2 1 年 3 月 1 6 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- (2) 提出場所
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5 に記載の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県地域振興部情報企画課システム班 (熊本県庁行政棟新館 9 階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 3 0 9 1 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 2 1 年 3 月 3 日 (火) から平成 2 1 年 3 月 1 6 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
 イ 交付場所
 5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時
 平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火) 午後 3 時 3 0 分から
 イ 場所
 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 2 1 年 3 月 1 7 日 (火) 午後 2 時から
 イ 場所
 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内
- (5) 入札書の提出方法
 (4) に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 2 1 年 3 月 1 6 日 (月) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 無
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 記名押印を欠く入札
 エ 金額を訂正した入札
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ク 2 以上の意思表示をした入札

- ケ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から 1 4 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすき履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 1 0 0 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 2 1 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
 - 電子計算機用データ入力業務（総務部門） 一式
 - (2) 委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
 - 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 2 1 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。

- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時、午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができると。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができると。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 - 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
 - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話 096-383-1111 内線6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 - 平成21年3月3日（火）から平成21年3月10日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 - 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
 - 平成21年3月3日（火）から平成21年3月16日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (2) 提出場所
 - 5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
 - 5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
 - 競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 - 熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）
 - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話 096-383-1111 内線3091 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 - 5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
 - 平成21年3月3日（火）から平成21年3月16日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - イ 交付場所
 - 5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成21年3月10日（火） 午後3時30分から
 - イ 場所
 - 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成21年3月17日（火） 午後2時から
 - イ 場所
 - 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
 - (5) 入札書の提出方法
 - (4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成21年3月16日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
 - 無
 - (3) 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札
- コ 執行者が認めた場合の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
- (6) 無
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - エ 落札者からの契約締結の申出期限
 - オ 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項とすべし及び規模をほぼ同じとする契約を 2 回以上締結し、かつ、これを履行しなすべしと誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 101 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 21 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
電子計算機用データ入力業務（衛生・その他部門） 一式
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として本業種目情報処理業者で登録された者であること。希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の (4) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 21 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日を、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をする事ができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 - 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を示すこと。）に必要書類を添付し、(2) に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 - 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 - 平成 21 年 3 月 3 日（火）から平成 21 年 3 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 - 平成 21 年 3 月 3 日（火）から平成 21 年 3 月 16 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
 - 5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
 - 5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
 - 競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
 - 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 電話 096-383-1111 内線 3091 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 - 5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
 - 平成 21 年 3 月 3 日（火）から平成 21 年 3 月 16 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
 - 5 に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成 21 年 3 月 10 日（火） 午後 3 時 30 分から
 - イ 場所
 - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 平成 21 年 3 月 17 日（火） 午後 2 時から
 - イ 場所
 - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内
 - (5) 入札書の提出方法
 - (4) に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 21 年 3 月 16 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
無
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ク 2 以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札
コ 執行者が認めた場合の入札
ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 102 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 21 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
暗きよ排水	有明（楠甫工区） （天草市）	平成 18 年 8 月 23 日	平成 21 年 2 月 3 日	熊本県

熊本県公告第 103 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 21 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 鹿本郡植木町大字木留字三角140番1、同140番3、同141番1、同141番2、同141番3、同141番4、同142番1、同町大字上古閑字東受70番1、同70番3及び同70番4
- 4, 549.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
鹿本郡植木町円台寺750
原口 亮
原口 亮志
原口 明美

登載依頼

くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会公告第2号

平成20年度 第3回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会を次のとおり開催する。

平成21年3月3日

くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会 座長 溝上 章志

- 1 開催日時
平成21年3月19日(木) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館8階 801会議室
- 3 議題
(1) ユーザー検証の結果等を踏まえたシステムの改善点等について
(2) ユビキタス案内パネルの設置計画について
(3) 次年度の取組み方針について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会事務局(熊本県総合政策局企画課特定政策推進室内)
(電話096-333-2015(ダイヤルイン))

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成21年3月3日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会会長

- 1 開催日時
平成21年3月5日(木) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 第5次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 救急医療専門部会の報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話0967-32-0535)

熊本県八代地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 20 年度第 1 回八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 21 年 3 月 3 日

熊本県八代保健所長 藤田 稔

- 1 開催日時
平成 21 年 3 月 5 日 (木)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町 1 6 6 0
熊本県八代地域振興局 5 階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会の報告について
(2) 第 5 次八代地域保健医療計画の本年度の取り組みと主な成果について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町 1 6 6 0
八代地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)
(電話 0 9 6 5 - 3 3 - 3 1 9 7)

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 21 年 3 月 3 日

熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会会長

- 1 開催日時
平成 21 年 3 月 5 日 (木)
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁本館 8 階 8 0 1 会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関認定の更新等について
(2) 平成 21 年度病院群輪番制の実施について
(3) その他
- 4 非開示事項
上記議題のうち、(1) 「救急告示医療機関認定の更新等について」
理由
医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該医療法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
- 5 傍聴者の定員
10 人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問い合わせ
熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局 (熊本県健康福祉部医療政策総室)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 4)

正 誤

平成 1 9 年 3 月 1 6 日熊本県条例第 8 号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 0	4	法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 号	法第 1 0 8 条の 2 第 1 号